

保護者 様

学校感染症による出席停止についてお知らせ

感染症につきましては出席停止扱いとなる場合がありますので次の事項を御確認ください。

1 出席停止とは

学校は集団で生活する場所であるため、感染症が蔓延しやすい環境です。そのため、学校保健安全法の規定により、生徒が学校感染症にかかっている、またその疑いがある場合は「出席停止」という予防措置をとることになっています。

2 出席停止に関わる手続きについて

(1) 医師から学校感染症と診断された場合は、直ちに学校へ連絡してください。

① 診断名 ② 休むように指示された期間 ③ 受診医療機関名

(2) 出席停止期間の基準は定められていますが、病状は個人により異なるので、医師の診断に基づき登校の許可が出るまで家庭で十分に休養してください。出席停止期間は欠席の扱いにはなりません。

(3) 医師から登校許可が出たら、下記のように学校所定の用紙を用意して学校へ提出してください。

① 学校所定の「証明書」を医師に記入してもらってください。

※診断書等、「生徒氏名」・「疾患名」・「出席停止期間」・「医師の署名」が揃っているものであれば代用できます。

※医療機関で証明してもらう場合、有料になることもありますので御了承ください。

② 「出席停止届」については保護者の方が記入してください。

インフルエンザの場合について

学校所定の「証明書」については、インフルエンザであることを証明できるもの（調剤明細書・薬の説明書・検査結果）でも代用できます。

(4) 回復して登校する際は、登校後速やかに出席停止に関わる手続きを行ってください。

(5) 学校所定の「証明書」の用紙は下記のいずれかの方法で入手できます。

① 本校のホームページからダウンロードする

② 保護者が来校して受け取る

③ ①②が無理な場合は、学校へ問い合わせる

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準
(学校保健安全法施行規則第 18 条)

分類	対象疾患	出席停止期間
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡 南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ 熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候 群、鳥インフルエンザ（H5N1） ※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指 定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種 感染症	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N 1）を除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後 2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日 間の適正な抗菌性物質製剤による治療 が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が 発現した後5日を経過し、かつ、全身 状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過する まで
	結核	病状により学校医その他の医師におい て感染のおそれがないと認めるまで
第三種 感染症	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師におい て感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染 症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師におい て感染のおそれがないと認めるまで
	条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病 伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ 感染症、感染性胃腸炎など	全身状態が悪いなど、医師の判断で出 席停止を要する場合など